

平成30年度事業報告書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日



1. はじめに

平成 30 年度においては、「中期経営方針（2016～2020）」に基本方針として掲げる（1）担い手の確保と、そのための経営基盤の強化に取り組んでいる建設産業を組織の総力を挙げて応援する、（2）地域社会になくてはならない建設産業の姿をきちんと伝える取り組みの中で存在感のある役割を果たす、（3）節目といわれる 2020 年以降に見えてくる新しい課題にきちんと対応していけるよう備えを固める、に基づき諸事業の連携を強化するとともに、よりニーズに応えた事業となるよう工夫し、事業活動を行いました。

特に、建設技能者一人ひとりの就業履歴等を業界統一のルールで蓄積することにより、その能力に合った適切な評価と処遇の改善に繋げていくことを狙いとする「建設キャリアアップシステム」については、本運用開始に先立ち、各事業者がシステムを安心かつ円滑に導入するため、1 月～3 月にかけて限定運用を実施しました。また、関係者の理解と協力の下、システムの開発を進めるとともに事業者登録、技能者登録の周知等に取り組みました。

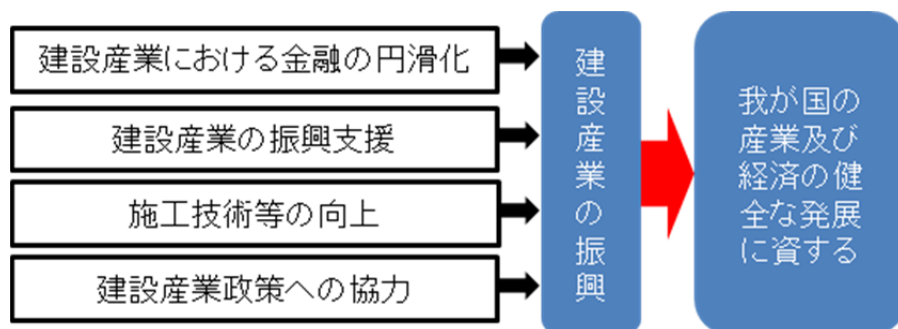
また、建設産業の喫緊の課題である担い手の確保・育成について、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」による各地域における連携ネットワークの構築、教育訓練基盤の充実・強化、職業訓練校ネットワークの構築を支援したほか、「建設労働者緊急育成支援事業」を通じ、未就職者・離転職者の訓練及び建設企業への就職あっせんを行うとともに、「中小企業等担い手育成支援事業」において中小企業の新規入職 3 年以内の者の教育訓練等を実施しました。

さらに、若年者の活躍機会の付与等の観点から技術者制度の見直しが進められる中、「施工管理技術検定試験」においては、「2 級建築及び 2 級電気工事施工管理技術検定試験（学科試験）」の年 2 回化を実施しました。

2. 事業の目的と体系

本財団は定款において、建設産業における金融の円滑化、建設産業の振興支援、施工技術の向上等に関する事業を行うとともに、建設産業政策への協力に関する事業を行うことにより建設産業の振興を図り、わが国の産業及び経済の健全な発展に資することを目的に掲げています。

下表は本財団の事業体系であり、次頁以降は平成 30 年度における各事業の報告です。



3. 事業報告

I 建設産業における金融の円滑化

- ① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) / 地域建設業経営強化融資制度(SN2) P3
- ② 下請債権保全支援事業 P4
- ③ 共同事業等に必要資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あつせん P5

II 建設産業の振興支援

(1) 助成事業

- ④ 建設産業活性化助成事業 P7

(2) 経営改善

- ⑤ 建設業経営者の経営力強化 (建設業経営者研修) P8
- ⑥ 建設業経理検定試験・研修 P9

(3) 情報化推進

- ⑦ 電子商取引等の標準化(CI-NET) P11
- ⑧ 電子商取引の普及推進(CI-NET) P12

(4) 人材確保・育成

- ⑨ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業 P13
- ⑩ 建設労働者緊急育成支援事業 厚生労働省受託事業 P15
- ⑪ 中小企業等担い手育成支援事業 厚生労働省受託事業 P16
- ⑫ 建設キャリアアップシステムの開発・運営 P17
- ⑬ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 P19
- ⑭ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 P21
- ⑮ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業 P23
- ⑯ 建設業経理士の支援・育成 (登録建設業経理士制度の運営) P24

(5) 調査研究、広報、情報提供等

- ⑰ 建設産業にかかる総合的な調査研究等 P26
- ⑱ 建設業経理に関する調査研究等 P27
- ⑲ 広報誌の発刊及び建設産業に係る情報提供 P28
- ⑳ 連携団体職員合同研修 P29

III 施工技術等の向上

- ⑲ 建築/電気工事施工管理技術検定試験 P30
- ⑳ 監理技術者講習 P32
- ㉑ 建築施工管理能力の維持・向上支援 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用) P33

IV 建設産業政策への協力

- ⑳ 地域建設業における多能工推進に係る課題解決に関する調査業務 国土交通省受託事業 P34
- ㉑ 建設業における女性の入職・定着促進事業 国土交通省受託事業 P35

4. 法人の状況に関する重要な事項 P37

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要 P39

6. 附属明細書について P40

役員名簿 P41

評議員名簿 P42

参与名簿 P43

I 建設産業における金融の円滑化

① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) 【担当部：金融・経理支援センター】
 ／地域建設業経営強化融資制度 (SN2) (金融支援担当部)

事業内容

- ・工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。
- ・事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に、本財団が債務保証を実施する。
 - ①公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金
 (保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%)
 - ②社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率0.2%)
- ・事業協同組合等に対し次の助成を行う (SN1)。
 - ①出来高査定費用に対する支援として上限25,000円を助成する。
 - ②事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年1回300,000円を3年間助成する。
 - ③事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて50,000円～300,000円を年1回助成する。

(事業の期限：令和3年3月末)

【平成30年度事業報告】

1. 債務保証等の実績

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 前年度比 |
|-------|------------|------------|-----------|
| 債務保証枠 | 170,500百万円 | 175,700百万円 | +5,200百万円 |
| 融資件数 | 1,506件 | 1,515件 | +9件 |
| 融資実行額 | 41,413百万円 | 41,666百万円 | +253百万円 |

2. 債務保証枠の拡充等を図るため、次の取り組みを実施した。

(1) 主な取り組み

- ① 保証枠の増枠に対するニーズヒアリングの実施と保証枠の増枠への速やかな対応 (37融資事業者訪問)
- ② 未実施の事業協同組合に対する営業活動 (新規開拓活動)
- ③ 融資事業者等との連携による制度未導入の市町村等に対する制度導入依頼活動
- ④ 融資事業者等との連携による本事業の利用促進活動

(2) 成果

- ① 下記の融資事業者に対し、債務保証枠の増額を行った。

| 組合等名 | 債務保証枠 (百万円) |
|-------------|-------------|
| 北保証サービス (株) | 2,200 |
| 福島県建設業協同組合 | 1,500 |
| 阪神建設業協同組合 | 1,500 |
| 合計 | 5,200 |

- ② 新たに14地方自治体において制度を導入した。

【今後の取り組み等】

- 債務保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。

② 下請債権保全支援事業

【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)

事業内容

- ・下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。
- ・下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。

【平成 30 年度事業報告】

1. 債務保証等の実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 前年度比 |
|-------|--------------------------|--------------------------|---------|
| 件数 | 4,758 件 | 3,561 件 | ▲ 25.2% |
| 保証金額 | 43,031 百万円 | 35,524 百万円 | ▲ 17.4% |
| 利用企業数 | 410 社 うち、新規利用企業数 30 社 | 361 社 うち、新規利用企業数 41 社 | ▲ 12.0% |
| 損失補償額 | 72 百万円 | 17 百万円 | ▲ 76.4% |

2. 下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産防止等を図るため、次の取り組みを実施した。

(1) 主な取り組み

- ① ファクタリング会社訪問、情報交換活動等の実施
- ② 融資事業者訪問（37 事業者）における本事業の周知普及活動の実施
- ③ 専門紙等を通じた周知普及活動の実施
- ④ 県協会等が主催する会議等の場における事業 P R 活動の実施
- ⑤ 発注者が作成するパンフレット等に本制度を掲載
- ⑥ 本事業の延長について国土交通省と協議

(2) 成果

行政改革推進会議における基金の再点検結果により、本事業は令和元年度末まで延長された。

【今後の取り組み等】

- 下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の普及拡大を図る。
- 本事業の終期が令和元年度末まで 1 年間延長されたが、関係団体の意見を踏まえつつ、国土交通省と令和 2 年度以降の事業延長について協議、検討を行う。

③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する
債務保証・助成・融資あっせん

【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)

事業内容

- ・建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
- ・建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。さらに下記①の資金については、借り入れ金利に対して上限 2%を 6 年間助成する。
 - ①共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金
(保証期間：12 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%)
 - ②共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金
(保証期間：3 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%)
 - ③構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金
(保証期間：3 年又は 5 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%)
- ・特例措置として、除染作業の運転資金として構成員に転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記③の資金として債務保証等を実施する(保証期間：1 年、保証割合：100%、保証料率 0.1% 出来高査定費用：上限 10 万円、事務経費助成 1：定額 2 万円、事務経費助成 2：上限 2 万円(措置の期限は令和 2 年 3 月末))。

(事業の期限：令和 3 年 3 月末)

【平成 30 年度事業報告】

1. 債務保証の実績

| | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 前年度比 | |
|----|----------|------------|----------|-----------|------|------------|
| | 件数 | 債務保証額 | 件数 | 債務保証額 | 件数 | 債務保証額 |
| | 21 件 | 12,750 百万円 | 15 件 | 8,890 百万円 | ▲6 件 | ▲3,860 百万円 |
| 施設 | 11 件 | 637 百万円 | 5 件 | 1,281 百万円 | ▲6 件 | +644 百万円 |
| 共同 | 4 件 | 1,600 百万円 | 4 件 | 1,600 百万円 | 0 | 0 |
| 転貸 | 6 件 | 10,513 百万円 | 6 件 | 6,009 百万円 | 0 | ▲4,504 百万円 |

2. 主な取り組み

次の資金ニーズの発掘活動を実施。

- (1) 共同施設資金のニーズ発掘：アンケート調査結果を基に、新たに作成したパンフレットを活用し、会館や研修施設等の耐震改修や建て替え等予定の団体等に対する重点営業
- (2) 共同事業資金のニーズ発掘：共同事業を行っている組合に対する資金ニーズの把握及び営業等
- (3) 転貸融資資金のニーズ発掘：利用の大きなシェアを占める除染作業に対する転貸融資について、組合と連携しながらの利用促進

3. 成果

- (1) 除染作業による特例措置については、更なる支援方策を講じた結果、次のとおり融資実行が行われ、被災地域の課題解決に貢献した。

(平成 30 年度実績)

| | |
|--------|-----------|
| 債権譲渡件数 | 8 件 |
| 債権譲渡金額 | 1,339 百万円 |
| 融資実行額 | 828 百万円 |

- (2) 除染以外の転貸融資についても、次のとおり融資実行が行われ、中小・中堅建設企業への資金供給の円滑化に貢献した。

・融資実行額 376 百万円 27 件

【今後の取り組み等】

- 建設産業団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援するため、ニーズ調査等を行い、新たな事業展開（ICT 建機リース、事業承継等を通じた構成員支援）を模索している建設産業団体及び事業協同組合等に対する債務保証活用策を検討する。

(1) 助成事業

【担当部：経営基盤整備支援センター】

④ 建設産業活性化助成事業

(経営改善支援担当部)

事業内容

- ・建設産業団体（本財団への出えん団体、都道府県建設業協会及び府県建設産業団体連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1団体あたり上限200万円（特別枠を使った場合は300万円）、本財団が特に認める団体の場合は1団体あたり上限150万円を助成
- ・助成率は6割（助成対象となる事業費の3/5を助成）
- ・申請受付及び交付決定（5月下旬頃）
- ・各団体の事業の進捗確認、年度末の報告・精算
- ・令和元年度助成事業に係る企画等

【平成30年度事業報告】

1. 平成30年度助成要綱に基づき以下のとおり助成事業を実施した。

(1) 助成概要

- ・助成対象団体：① 拠出団体（38団体）、② 都道府県建設業協会、府県建設産業団体連合会（83団体）、③ 特に認める団体（16団体） 計137団体
- ・助成金交付額：原則200万円を上限、特別枠事業実施の場合は上限100万円を加算
- ・助成率：6割（助成対象事業費の3/5を助成）

(2) 交付要綱の主な変更点：特別枠対象事業を従前の原価管理、労働環境改善のほか、平成30年度は「地域連携による担い手確保・育成支援」に資する事業を追加した。

(3) 主な日程：①申請受付（平成30年3月5日～4月6日）、②書類審査、審査会開催（5月28日）、③交付決定通知（5月28日）、④事業期間（5月28日～平成31年3月8日）、⑤完了報告（～3月8日）、⑥交付決定通知（3月中旬）

(4) 助成金交付決定額、交付確定額

- ① 交付決定額：150,989千円（96団体）
- ② 交付確定額：131,106千円（93団体）

(5) 次年度に向けた取組（交付要綱および本事業に関する運用の見直し）

- ① 次年度に向け交付要綱の見直しを行い、主に特別枠の新規追加（キャリアアップシステム関連、民法改正に係る元下間の契約に関する取組）等を行ったうえ、「2019年度交付要綱」を対象団体宛に周知した。
- ② 本事業の業務プロセスの見直しを図り、令和元年度より、郵送による周知・連絡、団体からの提出等を原則、電子メールの運用とし、業務の効率化を図る予定。

2. 業務連携促進事業助成に係る助成（企画広報部所管）

本財団の事業活動と密接に連携し全国的な事業活動を行っている以下の5団体に対しては、本財団が実施する事業との業務連携に係る「業務連携促進事業助成」を実施している。

- （一社）全国建設業協会、（一社）全国中小建設業協会、全国建設業協同組合連合会、
- （一社）建設産業専門団体連合会、（一社）全国建設産業団体連合会

【今後の取り組み等】

- 助成対象団体にヒアリング調査等を行い、助成申請団体にとっての利便性向上、特別枠として有効なテーマ設定などを視野に入れ、今後継続的に交付要綱の見直しを行う。

(2) 経営改善

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑤ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修）

（経営改善支援担当部）

事業内容

・建設業経営者研修（第23回）の企画検討、講師等の候補者の選定

【平成30年度事業報告】

1. 平成30年度 第23回建設業経営者研修を実施した。

- ・開催日：平成31年2月15日 10:30～17:00 ※交流会 17:00～
- ・会場：建設業振興基金 5階 501会議室
- ・出席者：60名
- ・研修テーマ：「人手不足を乗り越えるための働き方改革とは」
- ・受講料：15,000円（税込、交流会費含む）
- ・研修プログラム：以下のとおり

| No. | 講演内容・講演者 | 講演時間 |
|-----|--|-------------|
| (1) | 開会 | 10:30～10:40 |
| (2) | 「建設業における働き方改革」 櫻井 好美氏（株式会社アスミル アスミル社会保険労務士事務所代表） | 10:40～11:50 |
| (3) | 「自分の働き方は、自分で考えた方が面白い」 大矢 洋平氏（株式会社正治組 土木部部长） | 12:50～13:30 |
| (4) | 「女性事務員も活躍 ICT建機が変える重機オペレーターの育成」 倉田 祐輔氏（倉田工業株式会社 代表取締役） | 13:30～14:10 |
| (5) | 「生きがい、やりがい、働きがいのある職場づくりとは」 西岡 徹人氏（三承工業株式会社 代表取締役） | 14:10～14:50 |
| (6) | パネルディスカッション コーディネーター：櫻井氏 パネリスト：経営者講師3名（大矢氏、倉田氏、西岡氏） 東 君康氏（東京都立総合工科大学建築・都市工学科 教諭） 藤本 真也氏（国土交通省 建設市場整備推進官） | 15:10～16:30 |
| (7) | 建設キャリアアップシステムについて | 16:30～16:50 |
| (8) | 閉会 | 16:50～17:00 |
| (9) | 交流会（建設業振興基金3階301会議室） | 17:00～19:00 |

2. 今後、研修で扱ってほしいテーマ、内容について（研修実施後のアンケート調査から抜粋）

- ・中小企業が取り組んでいる i-Construction 等：中小企業ならではの工夫
- ・中小企業と大手企業の差・違い：経営観、今後の課題への考え方
- ・外国人労働者：どのように活用するか、注意点等。技能実習制度の内容
- ・現場管理と社内マネジメントの両立法、提出書類の簡素化、効率化の方法、人材育成計画
- ・今後も建設業が成長していくために、若年世代への教育の在り方
- ・労働時間削減の成功例。残業が多い社員（ダラダラ残業の改善等）の意識改革の方策
- ・事業承継、技術技能伝承の成功事例についての取組

【今後の取り組み等】

■建設業界における喫緊の課題や今後必要とされる業務改革や新技術の動向など、経営者に係る業界ニーズを踏まえた研修テーマの抽出、検討。

II

建設産業の振興支援

(2) 経営改善

【担当部：金融・経理支援センター】

⑥ 建設業経理検定試験・研修

(経理研究・試験担当部)

事業内容

- ・建設業経理士検定試験（1級・2級）を年2回（9月、3月）、建設業経理事務士検定試験（3級・4級）を年1回（3月）、47都道府県において実施する。
- ・建設業経理事務士特別研修を47都道府県で実施する。また、担い手確保の観点から工業高校等の教育機関と連携し、学校単位での特別研修を併せて実施するほか、建設業会計知識の習得・普及等を目的に企業・団体単位での特別研修も実施する。

【平成30年度事業報告】

■ 検定試験（表中の（ ）書きは前年度の数値。）

第24回建設業経理士検定試験を9月9日に、第25回建設業経理士検定試験・第38回建設業経理事務士検定試験を3月10日に47都道府県で実施した。

① 建設業経理士検定試験 実施状況

| 級 別 | | 受験申込者数(人) | | 受験者数(人) | | 合格者数(人) | | 合格率(%) | |
|---------|-----|-----------|----------|---------|----------|---------|---------|--------|--------|
| 1 級財務諸表 | 9 月 | 2,907 | (2,761) | 1,555 | (1,584) | 434 | (427) | 27.9 | (27.0) |
| | 3 月 | 2,978 | (3,039) | 1,612 | (1,715) | 393 | (457) | 24.4 | (26.6) |
| 1 級財務分析 | 9 月 | 2,434 | (2,317) | 1,243 | (1,155) | 352 | (488) | 28.3 | (42.3) |
| | 3 月 | 2,542 | (2,395) | 1,361 | (1,193) | 362 | (312) | 26.6 | (26.2) |
| 1 級原価計算 | 9 月 | 3,217 | (3,313) | 1,692 | (1,885) | 503 | (521) | 29.7 | (27.6) |
| | 3 月 | 3,092 | (3,436) | 1,683 | (1,900) | 389 | (471) | 23.1 | (24.8) |
| 小 計 | | 17,170 | (17,261) | 9,146 | (9,432) | 2,433 | (2,676) | 26.6 | (28.4) |
| 2 級 | 9 月 | 12,401 | (12,501) | 7,884 | (8,616) | 2,655 | (3,206) | 33.7 | (37.2) |
| | 3 月 | 12,541 | (12,839) | 8,623 | (8,709) | 2,655 | (3,895) | 30.8 | (44.7) |
| 小 計 | | 24,942 | (25,340) | 16,507 | (17,325) | 5,310 | (7,101) | 32.2 | (41.0) |
| 合 計 | | 42,112 | (42,601) | 25,653 | (26,757) | 7,743 | (9,777) | 30.2 | (36.5) |

② 建設業経理事務士検定試験 実施状況

| 級 別 | | 受験申込者数(人) | | 受験者数(人) | | 合格者数(人) | | 合格率(%) | |
|-----|-----|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 3 級 | 3 月 | 2,517 | (2,668) | 1,896 | (2,065) | 1,219 | (1,315) | 64.3 | (63.7) |
| 4 級 | | 217 | (257) | 163 | (192) | 128 | (147) | 78.5 | (76.6) |
| 合 計 | | 2,734 | (2,925) | 2,059 | (2,257) | 1,347 | (1,462) | 65.4 | (64.8) |

■ 特別研修（表中の（ ）書きは前年度の数値。）

建設業経理事務士特別研修（3級、4級）を47都道府県、工業高校等で実施した。

| 級 別 | 受講者数(人) | | 合格者数(人) | | 合格率(%) | |
|-----|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 3 級 | 1,801 | (1,626) | 1,664 | (1,460) | 92.4 | (89.8) |
| 4 級 | 2,787 | (2,762) | 2,727 | (2,696) | 97.8 | (97.6) |
| 合 計 | 4,588 | (4,388) | 4,391 | (4,156) | 95.7 | (94.7) |

【内訳】

① 建設業経理事務士特別研修（一般）

| 級 別 | 受講者数(人) | 合格者数(人) | 合格率(%) |
|-----|---------------|---------------|-------------|
| 3 級 | 1,186 (1,082) | 1,120 (997) | 94.4 (92.1) |
| 4 級 | 1,404 (1,329) | 1,390 (1,312) | 99.0 (98.7) |
| 合 計 | 2,590 (2,411) | 2,510 (2,309) | 96.9 (95.8) |

② 上記①のうち、建設企業向けは 8 社 169 名が受講。

③ 建設業経理事務士特別研修（高校）

| 級 別 | 受講者数(人) | 合格者数(人) | 合格率(%) |
|-----|---------------|---------------|-------------|
| 3 級 | 615 (544) | 544 (463) | 88.5 (85.1) |
| 4 級 | 1,383 (1,433) | 1,337 (1,384) | 96.7 (96.6) |
| 合 計 | 1,998 (1,977) | 1,881 (1,847) | 94.1 (93.4) |

※平成 30 年度のべ高校数 50 校（平成 29 年度 45 校）

■有資格者数（令和元年 5 月 10 日現在）

- 1 級： 26,517 名
- 2 級： 308,992 名
- 3 級： 274,896 名
- 4 級： 203,917 名
- 計： 814,322 名

【今後の取り組み等】

■ 検定試験

- ① 前年度に引き続き、建設業経理検定受験対策講座を実施している民間資格学校等を通じて、日商簿記検定の受験者へ建設業経理検定の周知等を図る。
- ② 従来から PR 活動を行っている建設業協会、建設企業に加え、大学、商業高校等にも範囲を広げて DM による PR や訪問等を行う。
- ③ 資格取得支援事業を建設業協会へ PR し、商業高校を中心とした高校単位の申し込みを普及させ、受験者獲得に繋げる。
- ④ 検定試験問題出題ミス削減へ向けた取り組みを継続して行う。
- ⑤ 建設業経理検定制度に関する懇談会の提言を踏まえ、出題範囲の検討等を行う。

■ 特別研修

- ① 工業高校や建設業協会への働きかけ等を通じて受講者の拡大を図る。
- ② 建設企業に対して、新入社員研修の一環としての企業単位での特別研修の PR を行う。
- ③ 建設業団体に対する高校生向け特別研修実施に係る助成金（1 開催あたり 3 万円）をさらに PR し、開催回数の増加に繋げる。

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑦ 電子商取引等の標準化(CI-NET)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

- ・国土交通省が進める施策に対応した、CI-NET 仕様・運用を検討する。
- ・電子契約を行った場合の電子納品等の運用を円滑に行うための、取り扱い方策の策定及び公共発注者への周知を行う。
- ・CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョン及び移行方法を検討する。
- ・CI-NET の導入を容易にするため、中小企業の業務方法を考慮した新たな電子商取引の仕組案を検討する。
- ・各企業の原価管理等の社内システムと CI-NET データのスムーズな連携を図るため、社内システムに利用されている業務パッケージに CI-NET データ入出力等の機能を付加する。

【平成 30 年度事業報告】

CI-NET に関する標準化の取組として以下を行った。

1. 国土交通省の施策に対応した、CI-NET 仕様・運用の検討

既に国土交通省が策定している『電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン』における「電子納品等の取り決めの事前協議」に係る改正及び周知について、国土交通省担当部署と協議した。(現在、「全省庁において事務手続き等の簡素化を検討しており、国土交通省では、令和元年度中に建設業許可申請の簡素化に向けて、同ガイドラインの見直しも検討する」こととなっている。)

2. CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンスについての検討

CI-NET LiteS 実装規約に関する改訂要求を標準委員会において審議し、以下のとおり検討、策定した。

- ・令和 2 年 4 月施行の改正民法に対応するため、基本契約書の授受に関する標準メッセージを検討・策定した。
 - ・利便性向上(例えばアルファベット表記の会社名や氏名の文字数を拡張する等)のため、データ項目の改訂や新規データ項目の追加等、次期実装規約(※)を検討した。
- ※ については概ね改訂案が完成したところであるが、確定には至っていない。

3. 規約改定に関する実施体制の見直し

CI-NET における標準(規約)には『CI-NET 標準ビジネスプロトコル』及び、より業務に即した『CI-NET LiteS 実装規約』があり、それぞれメンテナンスするための組織(WG)を個別に設置していたが、業務の効率化、迅速な標準化に向けメンテナンス体制を見直し、WGを一本化した。

【今後の取り組み等】

- 1 に関しては、国土交通省担当課と連携を図り、『ガイドライン』改訂に関して引き続き検討する。
- 2 の次期実装規約に関しては、次年度中の策定を目指しているが、移行時期については、新旧バージョンの併用期間や過去データの閲覧機能等の検証などの必要性から、実証実験を踏まえ数年を要する予定である。
- 3 については、令和元年度から活動を本格化していく予定である。

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑧ 電子商取引の普及推進(CI-NET)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

- ・「CI-NETの第3次3カ年活動計画(平成29～令和元年度)」に基づき、各建設産業団体との連携により、CI-NET普及拡大を推進する。
- ・電子商取引説明会等の開催により首都圏を中心とした中堅ゼネコン及び各地域の有力ゼネコンに対する積極的な普及活動を実施する。
- ・電子商取引説明会に参加したゼネコン等のフォローを実施する。
- ・CI-NET普及拡大を図るため、多様な取引形態(1次下請と2次下請間の取引等)を検討する。

【平成30年度事業報告】

CI-NETに関する普及推進の取組として以下を行った。

1. CI-NET説明会等の広報活動

CI-NETの普及拡大に向け、首都圏を中心とした中堅ゼネコン及び各地域の有力ゼネコンを対象とするCI-NET説明会等を実施するとともに、地方整備局及び建設業協会に対してCI-NETの説明を実施した。

- ・CI-NET説明会：東京2回(16社+23社)、愛知(11社)、大阪(12社)、計4回開催(社数は参加企業数)
- ・個別説明：官庁(主に地方整備局)、建設産業団体7団体

2. 「第3次3カ年活動計画(平成29～31年度)」における普及推進

「3カ年計画」では、発注側の元請企業10社、CI-NET導入企業1万2千社以上を達成することが目標として掲げられており、平成30年度は「3カ年計画」の2年目にあたり、以下の取組を実施した。

- ・(一社)日本建設業連合会会員を対象とした説明会の実施(38社参加)
- ・完工高300億円以上のゼネコンを対象に、委員会メンバーと共に個別訪問し、説明実施(20社)

3. 原価管理等の業務パッケージベンダとの連携

電子商取引説明会に参加したゼネコン等のフォローを実施したほか、次の取組を行った。

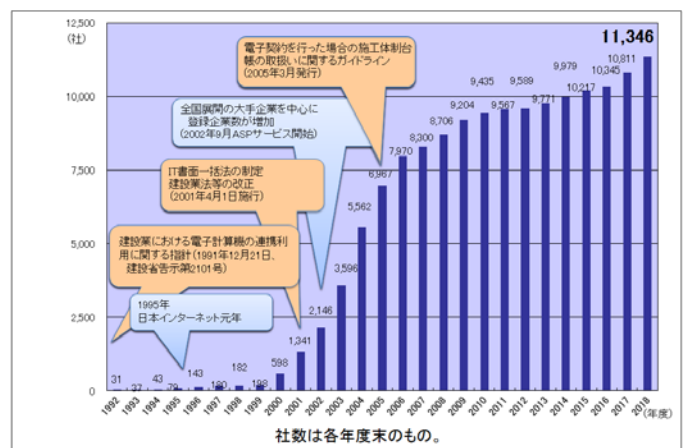
建設会社の社内システムでは、原価管理等については既存の業務パッケージで運用する 경우가多く、社内システムとCI-NETデータのスムーズな連携を図るため、業務パッケージベンダに対する働きかけを行った。

4. CI-NET普及拡大を図るため、多様な取引形態(1次下請・2次下請間の取引等)の検討

今年度は1次下請・2次下請間の取引形態に係る調査、検討には至っておらず、他業界の取組として、(一社)全国銀行協会の取り組み(売掛金の自動消し込み等のサービス展開を実施)や中小企業向けのEDIの動向についての実態把握を行った。

5. 企業識別コード、電子証明書の発行

電子商取引を行うために必要な企業識別コードの登録企業数は、平成31年3月末で11,346社となった。



【今後の取り組み等】

- 令和元年度は「第3次3カ年活動計画(平成29～令和元年度)」の最終年度にあたり、CI-NET普及拡大に向けた取組を積極的に行う。また、今後CI-NETの普及拡大に向けた具体的なアクションプランとなる「第4次3カ年活動計画案」を策定する予定。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑨ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業

(人材育成支援担当部)

(地域連携ネットワーク支援担当部)

事業内容

- ・建設産業団体、行政、教育機関、職業訓練施設等の関係機関が一体となって、建設産業における担い手の確保・育成に取り組んでいく体制を構築することにより、若年者の入職促進、育成のための事業を具現化、実行していく。
- ・教育訓練の実践的な役割を担う富士教育訓練センター等と連携を図り、充実した教育訓練の実践、教育訓練をはじめとした担い手確保・育成に資する提案、担い手確保・育成に係る広報等、中核的な役割を果たすための事業を実施する。

【平成 30 年度事業報告】

1. アクションプログラム（第 5 版）の策定

- ・4月17日に開催された企画運営会議において、建設産業担い手確保・育成コンソーシアムアクションプログラム（第5版）を策定。基本的な考え方は踏襲しつつ、とりわけ「若者を建設産業に取り戻す」との観点から、引き続き教育関係者との緊密な情報交換の機会を確保し、強い信頼関係を構築するとともに、各地における教育訓練の枠組みをコンソーシアムの活動期間の終了後にあっても持続的なものにすべく、事業の伸展を図ることが決定された。

2. 地域連携ネットワークの構築支援

- ・構築された43の地域連携ネットワークに対して、コンソーシアム事務局として相談対応等の支援を行った。

3. 教育訓練等基盤の充実・強化（プログラム・教材等ワーキンググループにおける検討等）

(1) プログラム・教材等ワーキンググループ

- ・平成29年度までに策定した職業能力基準（案）についての普及啓発及びブラッシュアップを行うため、「職業能力基準フォローアップ小ワーキンググループ」を設置し検討を行った。
- ・専門工事企業における人材育成及び建設現場における生産性及び品質の向上等に資することを目的として、職業能力基準（案）レベル2の方を対象とした「中堅技能者研修（9月20日）」及びレベル3の方を対象とした「職長級技能者研修（9月27日）」を開催した。

(2) 教材等の普及推進及び内容の充実

- ・土木工事の専門工事業で働く若年建設技能者及び入職候補者を対象とした教材「建設現場で働くための基礎知識（土木工事編）」について、検討・整備を行った。

(3) 教員免許更新制における免許状更新講習

- ・文部科学大臣の認定を受け、教員免許更新制に対応する更新講習「実務施工体験研修」を全国3箇所（兵庫県会場（8月6日～8日）、静岡県会場（8月8日～10日）、福岡県会場（8月20日～22日））した。

(4) 担い手確保・育成に関する情報等の集約及び発信

- ・建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）が運営するウェブサイト「建設現場へGO！」などと連携し、行政や建設関係団体等が行う担い手確保・育成に資する取組を積極的に紹介するなど、情報発信の強化に努めた。

4. 職業訓練校等ネットワークの拡充

- ・建設産業における担い手の育成に取り組む関係各機関の情報交換、相互協力、その他共同事業の展開等を推進する場として、第5回建設関連職業訓練校等連絡会議を開催した（12月3日～4日）。

【今後の取り組み等】

- 建設産業担い手確保・育成コンソーシアムは令和元年度をもってその活動期間を終えることから、本事業を通じて構築された地域連携ネットワーク等、全国各地の担い手育成基盤が将来にわたり持続的に活動していくための環境を整備する。
- 本コンソーシアムの5年間の活動について、地域連携ネットワークを構築する全団体に対してヒアリング等を行い、事業の総括を行うとともに、成果報告会を開催する。
- プログラム・教材等ワーキンググループにおいて制作された成果物である教材、職業能力基準（案）、教育プログラム等についての取りまとめを行う。
- 「担い手の育て手の確保（建設産業政策 2017+10）」の観点から、教育関係者との連携強化の一環として教員免許更新制に対応する更新講習「実務施工体験研修」を、複数地区において開催する。

Ⅱ

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑩ 建設労働者緊急育成支援事業
(厚生労働省受託事業)

(人材育成支援担当部)

事業内容

- ・ 離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、求職者の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、特にとび工、型枠工、鉄筋工等の躯体系職種における建設技能労働者を確保する。
- ・ 本財団に中央拠点を設置するとともに、地域の総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置し、全国において本事業を実施する。

【平成 30 年度事業報告】

- ・ 地方拠点等の拡充 → (実績) 中央拠点 1、地方拠点等 24 (1 拠点を拡充)
- ・ 訓練参加者 (計画) 1,000 名 → (実績) 881 名
- ・ 訓練修了生 (計画) 訓練参加者の 90% → (実績) 854 名 (96.9%)
- ・ 新規入職者 (計画) 訓練修了生の 70% → (実績) 令和元 年 6 月末まで就職支援を継続しているため、実績は未確定 (7 月以降に厚生労働省より公表予定)。

【今後の取り組み等】

- 各地方拠点がそれぞれ実施する募集・訓練・就職支援について、効果の高い取り組み等を各拠点間で情報共有を図り、全拠点における事業効果の最大化に努める。
- ※令和元年度についても同事業を受託

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

⑩ 中小企業等担い手育成支援事業
(厚生労働省受託事業)

【担当部：経営基盤整備支援センター】
(人材育成支援担当部)

事業内容

中小企業の新規入職者（入職3年以内）を対象として、OJTとOFF-JTを組み合わせて訓練を実施し、一定レベルの技能を習得させる。訓練の確実かつ効果的な実施に向け、OJT訓練計画策定に向けた支援、訓練の進捗把握、補講の実施、相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施する。

【平成30年度事業報告】

【1期（訓練期間：平成31年1月～3月 令和元年9月まで継続事業）】

- ・平成30年10月に厚生労働省との契約後、建設専門紙への記者レク、当該事業のチラシの作成及び配布、協力団体である神奈川建設重機協同組合と連携して訓練生募集（参加人数7名）。
- ・平成31年1月18日からOFF-JT講習を開始。
- ・3ヶ月に1回程度のOFF-JT講習の熟練度把握のための試験を実施し、一定レベルに達していない訓練生については、補講を実施した。
- ・月に1回程度雇用先事業所を訪問し、訓練計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施している。

【今後の取り組み等】

■「平成30～令和2年度事業」への取り組み 【1期（訓練期間：平成31年1月～令和元年9月）】

- ・令和元年9月に実施される2級建設機械整備技能士の合格を目指し、OJT講習とOFF-JT講習を併せて実施する。
- ・3ヶ月に1回程度のOFF-JT講習の熟練度把握のための試験を実施する。
- ・一定レベルに達していない訓練生については、補講を実施する。
- ・月に1回程度雇用先事業所を訪問し、訓練計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施する。

【2期（訓練期間：令和元年10月～令和3年3月）】

- ・OJT講習とOFF-JT講習を併せて実施し、クレーンオリジナル基礎ランク（技能検定3級程度に相当）に合格させ、2級建設機械整備技能士を受験させ合格を目指す。
- ・1期同様、3ヶ月に1回程度のOFF-JT講習の熟練度把握のための試験を実施し、一定レベルに達していない者については、補講を実施するとともに、月に1回程度雇用先事業所を訪問し、訓練計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施する。

■「令和元年～3年度事業」への取り組み

- ・5職種の訓練を実施するための訓練計画の策定、参加者の募集等を行う。
- ・事業開始後は、3ヶ月に1回程度のOFF-JT講習、熟練度把握のための試験を実施し、一定レベルに達していない訓練生については、補講を実施する。
- ・月に1回程度雇用先事業所を訪問し、訓練計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施する。

(4) 人材確保・育成

【担当：建設キャリアアップシステム事業推進センター】

⑫ 建設キャリアアップシステムの開発・運営

事業内容

技能者の適切な評価、処遇改善及び将来にわたる担い手確保を図ることを目的に、技能者の保有資格、社会保険加入状況、研修受講履歴や就業履歴などの情報を業界統一のルールで登録・蓄積する仕組みである「建設キャリアアップシステム」の開発及び運営。

【平成 30 年度事業報告】

1. システム開発・構築

平成 31 年 4 月からの本運用開始に向けてシステム開発を着実に推進するとともに、就業履歴情報登録アプリ「建レコ」を開発した。システム開発については、当初の業務要件では詳細が未確定であったものや、当初の業務要件にはなかったが運用上不可欠であることが判明した機能について追加の開発を行った。

2. 技能者情報、事業者情報の登録

4 月に登録基幹技能者特別講習受講者及び若年技能者特別講習受講者を対象に登録申請の先行受付を開始した。また、5 月に建設業振興基金のホームページ上の専用サイトに申請書取寄せフォームを設置し、申請書の配布を開始するとともに、事業者及び一般の技能者を対象に郵送及び窓口での申請の受付を開始した。6 月にはインターネットによる申請の受付を開始した。

また、8 月に代行申請事業者が民間システム等に登録してあるデータを所定フォーマット（Excel 形式）にあてはめて、複数の技能者情報を一括して取り込む機能をリリースした。

3. 窓口業務・認定登録機関の開設

窓口業務及び認定登録業務について、各都道府県建設業協会における受付窓口を 43 箇所、全国建設労働組合総連合における受付窓口及び認定登録機関を 171 箇所開設した。受付窓口、認定登録機関の業務開始に向けて、実務者向け説明会を開催し、業務開始後も、適切な業務の遂行のためのフォローアップを実施した。

4. 運営協議会総会及び運営委員会等の開催

8 月 3 日に運営協議会第 6 回運営委員会、8 月 10 日に運営協議会第 4 回総会を開催、システム運用開始スケジュールの見直しが合意された。

3 月 13 日に運営協議会第 7 回運営委員会、3 月 27 日に運営協議会第 5 回総会を開催、平成 31 年度の事業計画及び収支計画の方針が決議された。

5. 普及・広報活動の推進

システムの普及・広報を進める観点から、建設業振興基金のホームページに、システムの登録手続きや利用方法をわかりやすく案内するガイダンス動画や接続可能なカードリーダーの情報を掲載した。また、専門工事業団体等の機関紙への寄稿、「建設キャリアアップシステム通信」による団体への進捗状況情報の発信、専門紙による連載記事の掲載、本運用開始に向けたインターネット広告の実施など周知普及を推進した。

各地域の建設業団体等からの要請に応じた事業者登録、技能者登録等についての説明会を全国各地で約 320 回開催した。その他、システムの普及・広報のためのセミナーを全国主要都市で夏期（7 月）に 4 箇所、冬期（2 月～3 月）に 15 箇所開催した。

6. 本運用開始に向けた「限定運用」の実施

平成 31 年 4 月の本運用開始に向けて、システムを安心かつ円滑に導入するため、同 1 月から 3 月までシステムを利用できる現場を限った「限定運用」を 24 現場で実施した。限定運用で蓄積した知見を踏まえ、現場・契約情報登録、技能者の就業履歴情報の蓄積、記録・蓄積された情報の閲覧画面や現場運用マニュアルの作成等、システム運用にフィードバックした。

○技能者情報登録・事業者情報登録の状況（平成 31 年 3 月末日現在）

| | | | |
|--|--------|----------|--|
| | 技能者登録数 | 17,708 人 | |
| | 事業者登録数 | 7,779 社 | |

【今後の取り組み等】

建設キャリアアップシステムの本運用（現場での就業履歴の蓄積）開始に伴い、以下のとおり事業を実施する。

■令和元年度の取組目標 技能者登録：98万人（累計100万人）、事業者登録：12万社（累計13万社）

（1）システムの運用

・本運用（就業履歴情報の蓄積や記録、蓄積された情報の閲覧等のサービス提供）の開始に伴い、登録者数・利用者数の増加が見込まれることから、システムの安定稼働に向けた情報基盤の強化、セキュリティ強化や利用者の操作性向上に向けたブラッシュアップ、限定運用で発生した課題についての対策を実施する。さらに、システムの機能追加として技能者評価や外国人の受け入れ拡大など行政施策に対応したシステムの開発・改修を実施する。

（2）技能者情報、事業者情報の登録

・技能者情報、事業者情報登録申請について審査基準の見直し、審査体制の拡充等を行うことにより、申請受付からカード発行までの期間短縮を図る。

（3）普及・広報活動の推進

・登録者数・利用者数の増加に応じたコールセンター・ヘルプデスクの体制拡充を図る。

・ホームページをリニューアルし、現場担当者向けコンテンツの充実、現場運用マニュアル簡易版の作成、基金主催セミナーの動画配信を行う。

・現場におけるPCやカードリーダーのセッティングなどについての技術的なサポートや機器のリースなどのサービスを提供できる民間サービスの発掘など、現場におけるシステム運用の支援体制について検討を行う。
・参加者の知りたい情報のニーズに応じた説明会等の開催、建設業団体等の機関誌への寄稿、「建設キャリアアップシステム通信」による団体への進捗状況情報の発信等を実施していく。

・窓口及び認定登録機関の開設を促進していく。

・本財団の建設産業活性化助成事業において、専門工事業団体における技能者評価基準及び企業の施工能力の見える化に係る項目の検討・策定に係る費用の助成を行う。

（4）建退共との連携

・（独）勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部（建退共）と連携し、建退共が提供するアプリケーション（就労実績報告書作成ツール）に建設キャリアアップシステムの就業履歴情報が取り込めるようにする。

（5）標準APIによる民間システムの認定

・建設キャリアアップシステムの標準API（Application Programming Interfaceの略）による民間システムの認定業務を着実に実施し、利用者の利便性の向上を図る。

（6）カードリーダーの対応機種拡大

・現場に設置するカードリーダーの対応機種の拡大を図る方策を構築する。

（7）運営協議会総会及び運営委員会等の開催

・行政・建設産業関係団体等が一体となってシステムの円滑かつ適正な運営等を図るため、必要に応じて、運営協議会総会及び運営委員会等を開催する。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑬ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等

(人材育成支援担当部)

事業内容

建設産業人材確保・育成推進協議会の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担
い手確保・育成に向けた活動を展開する。

【平成30年度事業報告】

1. 作文コンクール（社会人向け「私たちの主張」、高校生向け「高校生の作文コンクール」）
 - ・<応募数>私たちの主張：431作品（昨年度503）、高校生の作文コンクール：1,157作品（昨年度1,235）
 - ・優秀作選考委員会（8月28日）を開催し、国土交通大臣賞、土地・建設産業局長賞、佳作を選定した。
2. 学校キャラバン等
 - ・小学校から高等学校まで5回開催し、約400名の児童及び生徒に建設業の役割や魅力を伝えた。座学においては建設業が身近に存在していることをはじめ、その社会的役割、業種などを説明した。実習においては、ドローン操縦、ロボットスーツ着用体験、左官・塗装・大工等の体験を実施した。
 - ・理工系分野に興味がある女子中高生・女子学生の進路選択（チャレンジ）を応援する理工チャレンジ（リコチャレ）に参画した（日本大学駿河台校舎、8月9日）。
3. 子ども霞が関見学デー
 - ・子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会として各府省庁が実施している「子ども霞が関見学デー」に参画し、ミニバックホー習字ショー、専門工事体験（大工、造園、アンカー）、スタンプラリーなどを実施した（国土交通省、8月1日～2日）。
 - ・来場者合計は4,780名（過去最多人数、国土交通省調べ）であった（昨年度3,836名）。
4. 全国担当者会議等の開催
 - (1) 担い手確保・育成に関する説明会（7月11日）
 - ・人材協賛団体向けに国土交通省・厚生労働省・法務省・中小企業庁、(一財)自衛隊援護協会、本財団からの情報提供等を実施した。
 - ・協賛団体事務局幹部等50名が参加し、地方支部等への情報共有、情報提供を依頼した。
 - (2) 企画広報分科会の開催（9月13日、3月4日）
 - ・企画分科会と広報分科会の合同開催。各団体からの報告及び取り組みの更なる多様化等につき議論を行った。
 - (3) 全国担当者会議
 - ・各都道府県に設置する人材確保・育成推進協議会の事務担当者、協賛団体担当者、地方整備局担当者など約110名の参加により実施。各団体の取り組みの報告及び情報交換が行われた（3月1日）。
5. 戦略的広報の推進
 - ・建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業に連動し、担い手確保・育成に関する総合コンテンツ「建設現場へGO!」において各種情報を発信するほか、コンテンツの充実を図った。
6. パンフレット「ニッポンを作る人たち、まもる人たち」の配布
 - ・代表的な土木工事と建築工事の内容を紹介したパンフレット「ニッポンを作る人たち、まもる人たち」を、学校キャラバン、子ども霞が関見学デー等の場において広く配布した。

【今後の取り組み等】

- 建設産業における人材の確保・育成等を推進するため、協賛団体等と目的を共有しつつ諸活動を実施する。
- 「建設産業人材確保・育成推進協議会」活動方針の検討
- 「建設産業人材確保・育成推進協議会」は、若年者の入職促進にとどまらず、入職後の育成・定着も含めた広

い建設産業の人材対策全般を推進する活動を継続的に展開しているところであるが、人材協として取り組むべき方向性について検討を行い、今後の活動方針について、見直しも含め国土交通省と協議する。

また、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」が令和元年度をもってその事業を終了することから、コンソーシアム事業において構築された地域連携ネットワークの取組が事業終了後においても継続可能となるよう必要な支援を行う。

■人材協の活動をさらに推進していくために、国土交通省各地方整備局等との連携強化を図る（学校キャラバンの全国展開等）。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑭ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等

(人材育成支援担当部)

事業内容

・登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者の更なる普及・活用を目指した周知活動等を行う。

【平成30年度事業報告】

1. 登録基幹技能者制度推進協議会の運営

- (1) 運営委員会の開催（4月27日）
- (2) 総会の開催（6月1日）
- (3) 事務局長等会議の開催（12月6日、3月22日）

2. 登録基幹技能者制度の普及等

(1) 地方自治体等へのデータ提供と活用の促進

総合評価方式等で登録基幹技能者の活用がさらに進むように、登録基幹技能者のデータを地方自治体等へ積極的に提供した。

(2) 建設キャリアアップシステムとの連携

登録基幹技能者と密接に関連している建設キャリアアップシステムについて建設キャリアアップシステム事業推進センターとの情報共有や業務連携を図った。また、技能者能力評価制度等の政策に関して、国土交通省と積極的に連携するとともに、登録基幹技能者制度運営団体への周知徹底を行った。

3. 共通テキストの増刷

各運営団体が登録基幹技能者講習において使用している共通テキスト（昨年度改訂：第4版）について、表現の見直しや誤字脱字等の修正を行った上で増刷した。

4. パンフレットの改訂

有資格者数、評価・活用状況等について、最新の実績を反映し、全体デザインについても大幅に改訂した。また、主任技術者要件への認定、建設キャリアアップシステムでの特別な位置付け（ゴールドカード）であることを明確に記載したパンフレットを作成し、登録基幹技能者の周知活動に利用した。

■ 登録基幹技能者数

| | | |
|------------|---------|-----------|
| 平成31年3月末現在 | 67,437名 | 33職種 42団体 |
| 平成30年3月末現在 | 62,267名 | 33職種 42団体 |
| 平成29年3月末現在 | 56,977名 | 33職種 42団体 |

■ 都道府県等における総合評価方式での活用状況

| | | |
|------------|--------|--------|
| 平成31年3月末現在 | 取りまとめ中 | 取りまとめ中 |
| 平成30年3月末現在 | 22道府県 | 5政令市 |
| 平成29年3月末現在 | 18道府県 | 5政令市 |

【今後の取り組み等】

- 平成 31 年 4 月より運用が開始された「建設キャリアアップシステム」において、登録基幹技能者は最上位の位置付けとなるゴールドカードが付与されている。同システムの普及を通じて技能者を巡る環境の改善が目指されているため、登録基幹技能者資格保有者に対して、登録申請を強く推奨していく。
- 登録基幹技能者が総合評価制度において一層活用されるよう、公共発注者に対して、引き続き、本制度の周知を徹底し、活用を促進していく。
- 登録基幹技能者共通テキストの改訂を行い、登録講習受講者の資質の向上を図る。
- 登録基幹技能者パンフレットの改訂を行い、制度の周知と活用に努める。

Ⅱ 建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑮ 海外建設技能実習生受入・ 外国人建設就労者受入事業

(人材育成支援担当部)

事業内容

・建設産業分野における国際貢献の一環として、発展途上国の建設産業に貢献できる人材の育成を図るため、我が国の技能等の移転を図り、当該発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「海外建設技能実習生受入事業」を監理団体として実施するほか、緊急的かつ時限的な措置として、即戦力となる外国人建設就労者の受入を行う「外国人建設就労者受入事業」を特定監理団体として実施する。

【平成30年度事業報告】

1. 海外建設技能実習生受入事業

| | |
|-------------|--|
| 技能実習生受入人数 | 31名（前年度比+25名） ベトナム人：15名、ミャンマー人：11名、中国人：5名 |
| 技能実習生在留数 | 44名（前年度比 ▲4名）（平成31年3月末現在） 技能実習1号口（1年目）：26名 技能実習2号口（2,3年目）：13名 技能実習3号口（4,5年目）：5名 |
| 実習実施機関（企業数） | 8社（前年度比 ▲1社）（平成31年3月末現在） |
| 巡回指導回数 | 72回（前年度比 ▲45回） |

2. 外国人建設就労者受入事業

| | |
|-------------|--|
| 建設就労者受入人数 | 26名（前年度比 ▲22名） ベトナム人：11名、ミャンマー人：5名、中国人：10名 |
| 建設就労者在留数 | 95名（前年度比 +17名）（平成31年3月末現在） 継続（2年）：17名 再入国（2年）：33名 再入国（3年）：45名 |
| 受入建設企業（企業数） | 14社（前年度比 +2社）（平成31年3月末現在） |
| 巡回指導回数 | 111回（前年度比 +37回） |

【今後の取り組み等】

- すでに在籍している技能実習生・建設就労者や令和元年度に新たに受け入れることが決まっている技能実習生・建設就労者については、法令に則って対応し、海外建設技能実習生受入事業・外国人建設就労者受入事業とも在留期間が終了するまで円滑に実施する。
- 平成31年4月に創設された新たな在留資格である特定技能について、適正な情報の提供、相談への対応、登録支援機関の紹介等を行う。

Ⅱ

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：金融・経理支援センター】

⑩ 建設業経理士の支援・育成

(経理研究・試験担当部)

(登録建設業経理士制度の運営)

事業内容

- ・全国主要都市において登録講習会（上期、下期）を開催する。
- ・登録建設業経理士に対するサービスの充実・提供を図る。
- ① 有識者による懇談会を設置して登録建設業経理士の能力維持向上等に関する検討を行う。
- ② 登録建設業経理士へのメリット拡大のため、ウェブサイトの充実、2級登録更新者（1級を受験しない者）に対する講習カリキュラムの検討等を行うとともに、建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割などを明確にし、対象者に対応した各研修や情報発信を行う。また、経理検定試験の内容や位置づけ等についての検討を行う。
- ③ 登録建設業経理士が無料で参加できるスキルアップセミナーを、（一財）建設産業経理研究機構（以下：機構）と協力し、全国主要都市で開催する。
- ④ ウェブサイトにスキルアップセミナーの講習内容を収録・編集した動画をアップする。
- ⑤ 機構が実施する実務セミナーに登録建設業経理士が参加する場合、特別割引価格で受講できるように助成する。

【平成30年度事業報告】

1. 建設業経理検定制度に関する懇談会

平成30年6月に本財団に有識者らで構成される「建設業経理検定制度に関する懇談会」を設置して、登録建設業経理士の能力維持向上等を検討した。（開催回数5回）

2. 建設業経理士登録講習会（表中の（ ）書きは前年度の数值。）

全国10都市において講習会を43回開催した。

| 級別 | 開催回数(回) | 受講者数(人) |
|----|---------|---------------|
| 1級 | 22 (21) | 600 (380) |
| 2級 | 21 (23) | 770 (760) |
| 合計 | 43 (44) | 1,370 (1,140) |

3. 建設業スキルアップセミナー（表中の（ ）書きは前年度の数值。）

| 開催地数(都市) | 開催回数(回) | 受講者数(人) |
|----------|---------|-----------|
| 10 (10) | 18 (11) | 599 (594) |

セミナーのテーマ

上期：民法の改正について／建設産業の若者を定着させる働き方改革の理論と実践【10都市（16回）563名】

下期：建設産業の若者を定着させる働き方改革の理論と実践【2都市（2回）36名】

4. 実務セミナー受講者に対する助成

対象受講者数 256名、830,500円

【今後の取り組み等】

■ 建設業経理士登録講習会

- ・建設業経理検定1級・2級の合格者に対して、DM（登録講習会案内）やメール配信などにより効果的なPR活動を行う。
- ・登録建設業経理士に対する情報提供の充実を図るため、平成28年5月から、「建設業の経理WEB版」を提供しているが、さらなる受講メリットの拡大を検討するとともに、情報提供のウェブサイトの充実化を図る。

- ・ 機構が実施する実務セミナーにおいて、登録建設業経理士が負担する受講料の一部を助成する。
- ・ 建設業経理検定制度に関する懇談会において、建設業経理士の能力維持向上及び建設業経理士登録講習の普及促進等について取りまとめる。併せて、取りまとめた提言の具体化に向けて検討を行う。

■ 建設業スキルアップセミナー

- ・ 機構と連携・協力しながら、建設業スキルアップセミナーを実施する。
- ・ 建設業スキルアップセミナーと実務セミナーの相乗効果が出るように機構と調整する。

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：企画広報部及び各部】

⑰ 建設産業にかかる総合的な調査研究等

事業内容

・今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する調査研究等を通じ、建設産業振興策の立案等に活用するとともに本財団の事業促進に関連する団体等との協力体制を強固にし、施策の連携等を図る。

【平成 30 年度事業報告】

1. 建設企業の採用活動等に関する調査

工業高校の建設系学科の魅力発信と学科新設による魅力創出に関する調査を実施し、その結果を取組事例集として取り纏めるとともに当該資料を教育委員会、関係団体等に幅広く配布する等の活用を図った。

2. 地域の守り手の維持・確保等に関する検討会

5月10日に第7回目の検討会を開催し、参加4地域（北海道、福島県、栃木県、群馬県）の各協会における働き方改革の取組み状況等について意見交換を行った。

3. 建設産業データ分析・整備検討委員会

建設・インフラデータ集を平成30年9月に発刊し、関係機関等に広く配布した。

4. 経営者向け研修会の企画・開催

（公財）建設業適正取引推進機構と連携し、経営者を対象とした「働き方改革を含む法令遵守」及び「建設キャリアアップシステム」に関する研修を仙台（5月31日、参加76名）、広島（6月14日、参加71名）、名古屋（9月12日、参加37名）、大阪（9月20日、参加45名）、東京（9月28日、参加45名）で実施した。

5. 「地域建設業に効く・i-Construction」の広報・周知

平成28年度に京都府建設業協会に委託し、各地域でのi-Constructionに係る取組を調査した。その内容を平成29年度に生産性向上という視点で改めて分析し、その定性的・定数的な効果を顕在化させるための調査を実施（委託先：京都サンダー（株））したところであるが、平成30年度はその内容をホームページに公開し、広報・周知に努めた。

（委託先：（株）日本アプライドリサーチ研究所）

6. 建設業におけるVR等の有効性に関する調査実施

令和元年度の建設業経営者研修のメインテーマとしての妥当性を確認することを目的に、建設業におけるVRの有効性や現状、可能性、事例、課題等の調査を実施した。

（委託先：日本マルチメディア・イクイップメント（株））

7. 社会保険未加入対策への対応

社会保険未加入対策への対応として建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会に参加した。

【今後の取り組み等】

- 令和元年度以降も継続して、今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する調査研究活動を展開する。
- 本財団の現行中期経営方針（2016-2020）について、建設産業を取り巻く環境変化に対応すべく、令和元年度において全国の建設関係団体等から幅広く意見を収集し、より建設産業の振興に寄与する「新中期経営方針」（2020-2022）を策定するため、意見交換会（キャラバン）を実施する。

Ⅱ

建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：金融・経理支援センター】

⑱ 建設業経理に関する調査研究等

(経理研究・試験担当部)

事業内容

- ・ 中小・零細建設企業の経営改善等に資するテーマを設けて各都道府県建設業協会と連携し、税財務講習会等を実施する。
- ・ 建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割などについての調査研究を昨年度に引き続き行う。

【平成 30 年度事業報告】

1. 建設業税財務講習会 開催実績 (表中の () 書きは前年度の数値)

講習会のメニューを追加し、税財務講習会を都道府県建設業協会 (7 団体) で実施した。また、全てのメニューを CPD 認定講習とした。

| 開催団体数 | 開催回数 | 受講者数 |
|-------|-------|-----------|
| 7 (8) | 8 (8) | 301 (312) |

講習会のテーマ及び実施団体数

- ・ 建設業の会計と税務 (1 団体)
- ・ 建設産業の若者を定着させる働き方改革の理論と実践 (2 団体)
- ・ 「働き方改革」が建設業界にもたらす影響とその対応 (1 団体)
- ・ 収益認識に関する会計基準について (2 団体)
- ・ 民法の改正について (2 団体)

2. 季刊誌「建設業の経理」の購入・配布

年間 6,000 部を購入し、関係機関 (建設業団体や大学図書館など) へ配布したほか、登録建設業経理士講習会において配布・活用した。

【今後の取り組み等】

- 中小建設業の経営に資するカリキュラムを設け、建設産業団体と共催して税財務講習会を実施する。

II

建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：企画広報部及び各部】

⑱ 広報誌の発刊及び建設産業に係る情報提供

事業内容

- ・建設業経営に資する情報の提供を通じて中小建設企業の経営基盤強化を促進するとともに、本財団が実施する事業及び建設企業や建設産業団体等の活動についての広報・情報提供をウェブサイト等により行うことにより、建設産業を国民にとってより身近なものとし、国民と建設産業界を繋ぐ橋渡しの役割を果たす。
- ・広報誌「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「しんこうWeb」による情報提供を行う。
- ・ウェブサイト、ガイドブック等により若年者等を対象とした入職促進に資する情報発信を行う。

【平成30年度事業報告】

1. 「建設業しんこう」を年10回（各9,400部）発刊するとともに、「しんこうWeb」（スマートフォン等に対応済）により建設業に関する情報発信を行うとともに、本財団の事業活動について、建設専門紙に積極的に記者発表を行った。（記者レク16回、投げ込み34回）

建設業しんこうの発刊にあたり、掲載記事の企画方針を審議することを目的として編集委員会を発足

| 号 | 特集テーマ |
|--------|-----------------------------------|
| 4月号 | JYOKATSU 建設産業における女性活躍に向けた取組み |
| 5月号 | 建設現場×安全 |
| 6月号 | 働き方改革 時短の実現にむけて |
| 7・8月号 | 建設労働者緊急育成支援事業の実施状況 |
| 9月号 | 「地域建設業に効く・i-Construction」調査結果について |
| 10月号 | 対談：担い手確保の取組強化、その施策とは？ |
| 11月号 | 建築・設備施工管理 CPD 制度としてリスタート |
| 12・1月号 | ～工業高等学校の取組事例集～1 |
| 2月号 | ～工業高等学校の取組事例集～2 |
| 3月号 | ～工業高等学校の取組事例集～3 |

2. ウェブサイト「建設現場へGO!」、「18歳のハローワーク」等、若年者の入職促進と担い手の確保・育成に資する情報発信を行った。

【今後の取り組み等】

- 基金全体のウェブの見直しを図る。ウェブ創設から20年前後を経過し、「事業の改廃に応じて放置されたままのコンテンツ」、「各部の管轄で自由にサイトを作成しており統一性がない」等、様々な問題をかかえていることから、ウェブサイトのガイドライン（更新ルールや制作仕様）を作成し、改修を行う。
また、ウェブサイトやパンフレット等を活用した各事業等の広報・情報発信を積極的に行う。

| | | |
|----------|---|-----------------|
| Ⅱ | 建設産業の振興支援 | |
| | (5) 調査研究、広報、情報提供等 | 【担当部：企画広報部及び各部】 |
| | ⑳ 連携団体職員合同研修 | |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設産業団体の事務局職員の資質向上及び研鑽、相互理解の促進を図ることを目的に関連団体の事務局職員を対象とした合同研修会を開催する。 | |

【平成 30 年度事業報告】

| |
|---|
| <p>1. 「連携団体職員合同研修」を開催した。参加者は、真摯な姿勢で講義を受け、活発な意見交換を行った。研修は、終了後のアンケートにおいても参加者より高い評価を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日 時：12月6日～7日の2日間 ・ 参加者数：建設業団体職員 33名、本財団職員 13名、合計 46名。 ・ 研修内容： <p>第1日目 講演</p> <p style="padding-left: 20px;">講義：「ものづくり・技術の伝承・人づくり」、「建築産業を取り巻く時代の大きなうねり」</p> <p style="padding-left: 20px;">講師：竹中工務店 生産本部 専門役 木谷 宗一氏、</p> <p>第2日目 講演・現場見学</p> <p style="padding-left: 20px;">講義：「建築生産の流れ～現場の苦勞と醍醐味～」</p> <p style="padding-left: 20px;">講師：とうりょう 代表（元鹿島建設株式会社）加藤 亮一氏</p> <p style="padding-left: 20px;">現場見学：武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事</p> |
|---|

【今後の取り組み等】

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年度においても、参加者の知識・能力の向上及び各団体や本財団との相互理解を促進する魅力あるカリキュラムを企画し開催する。 |
|--|

Ⅲ

施工技術等の向上

⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験

【担当部：試験研修本部】

(試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)

事業内容

・国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第27条の2第1項の規定に基づき次の技術検定試験を実施する。

- (1) 建築施工管理技術検定試験 (1級及び2級)
- (2) 電気工事施工管理技術検定試験 (1級及び2級)

【平成30年度事業報告】

1. 試験実施機関として適確に実施運営を行った。

試験の日程等

| | 区 分 | 試 験 日 | 合 格 発 表 |
|----|-----------------------|---------------------------|----------------------------|
| 1級 | 建築・電気工事施工管理 (学科試験) | 6月10日 | 7月20日 |
| | 建築・電気工事施工管理 (実地試験) | 10月14日 (建築臨時試験 11月11日) | 2月1日 |
| 2級 | 建築・電気工事施工管理 (学科試験) | 6月10日 | 7月6日 |
| | 建築・電気工事施工管理 (学科・実地試験) | 11月11日 (建築学科再試験 2月24日) | 2月1日(注) (建築学科再試験 3月15日) |

(注) 2級学科のみ試験の合格発表は1月25日

[試験地]

1級 (10地区) 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

2級 (13地区) 札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄

[2級学科のみ会場] (8地区) 帯広・盛岡・秋田・長野・出雲・倉敷・高知・長崎

実施状況 (表中の() 書きは前年度の数值)

| | 区分 | 受験予定者(名) | 受験者(名) | 合格者(名) | 合格率(%) |
|-----|--------------|-----------------|-----------------|---------------|-------------|
| 建 築 | 1級(学科試験) | 30,606 (29,805) | 25,198 (24,755) | 9,229 (9,824) | 36.6 (39.7) |
| | 1級(実地試験) | 17,677 (18,977) | 15,145 (16,505) | 5,619 (5,537) | 37.1 (33.5) |
| | 2級(学科のみ試験)前期 | 6,759 (3,356) | 5,993 (2,935) | 2,377 (1,247) | 39.7 (42.5) |
| | 2級(学科試験) | 26,174 (28,015) | 20,301 (22,394) | 5,724 (8,577) | 28.2 (38.3) |
| | 2級(学科のみ試験)後期 | 9,374 (8,544) | 8,587 (7,868) | 1,771 (3,148) | 20.6 (40.0) |
| | 2級(実地試験) | 32,707 (34,524) | 24,131 (26,506) | 6,084 (7,665) | 25.2 (28.9) |

※1級実地(臨時)、2級学科(後期)再試験を含んだ数値

| | 区分 | 受験予定者(名) | 受験者(名) | 合格者(名) | 合格率(%) |
|---------|--------------|-----------------|-----------------|---------------|-------------|
| 電 気 工 事 | 1級(学科試験) | 20,196 (21,191) | 16,989 (17,922) | 9,532 (8,595) | 56.1 (48.0) |
| | 1級(実地試験) | 12,753 (11,149) | 12,034 (10,493) | 8,875 (6,556) | 73.7 (62.5) |
| | 2級(学科のみ試験)前期 | 1,627 (-) | 1,453 (-) | 949 (-) | 65.3 (-) |
| | 2級(学科試験) | 8,136 (9,686) | 6,177 (7,529) | 3,808 (4,544) | 61.6 (60.4) |
| | 2級(学科のみ試験)後期 | 2,233 (2,195) | 2,045 (2,019) | 1,356 (1,451) | 66.3 (71.9) |
| | 2級(実地試験) | 10,763 (11,423) | 7,961 (8,577) | 3,436 (3,423) | 43.2 (39.9) |

2. 1級建築施工管理実地試験 (臨時)、2級建築施工管理学科試験(後期)再試験の実施について

1級実地試験の実施日と1級建築士設計製図試験日が重複したため受験者の救済措置として本来の日程に追加し、臨時試験 (11月11日(日)、申請者233名) を実施した。また、2級建築学科(後期)において1試験室で所定の時刻より1時間早く終わってしまうというミスが発生したため同試験室で影響を受けた受験者を対象に再試験を (2月24日(日)、対象者12名) 実施した。

3. 受験者の利便性の向上

①2級学科試験の年2回化について、建築施工管理技術検定試験は平成29年度から、電気工事施工管理技術検定試験は平成30年度から実施した。(実施状況を参照)

②建築施工管理技術検定学科試験について、平成30年度から受検種別を廃止して実施した。

③職業能力開発促進法に規定される職業訓練等のうち、国土交通省が認定した訓練を修了した者は、平成30年度から、受検資格を満たすための実務経験年数に職業訓練期間を算入できることとなった。

4. インターネット申込について(再受験者に対する利便性の向上)

マイページ等での広報活動により、再受験者のネット利用が定着しつつある。

[利用率] 平成30年度 44.2% (H27-40.2%、H28-42.1%、H29-41.6%)

5. 平成30年度調査

工業高校生の建設企業への入職促進事業の一環として、工業高校の取組事例等についてヒアリング調査、アンケート調査等を通じ施工管理技術検定等の資格取得における有効性等について報告書を作成し関係機関へ周知した。(工業高等学校の取組事例集)

【今後の取り組み等】

- 担い手の確保・育成に資する取り組みとして、国土交通省と連携し、技士補(仮称)制度の導入、1級学科試験の早期受験化をはじめとした受検資格緩和策について協議等を行う。
- 改元に伴う電算システムの対応を円滑に行う。

⑳ 監理技術者講習

【担当部：試験研修本部】
（試験管理・講習部）

事業内容

- ・建設工事の適切な施工を確保する上で重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図ることを目的に、国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第26条第4項に基づく、監理技術者講習を全国において実施する。

【平成30年度事業報告】

1. 監理技術者講習は、建設業法に基づく国土交通大臣登録講習実施機関として47都道府県で開催しており、対面講習・テレビ講習合わせて57,552名が受講した。

(1) 申込状況（表中の（ ）書きは前年度の数值）

| 区分 | 申込者(名) | 前年度繰越数(名) | 合計(名) |
|-------|-----------------|---------------|-----------------|
| 対面講習 | 4,602 (6,190) | 632 (897) | 5,234 (7,087) |
| テレビ講習 | 56,309 (40,794) | 6,834 (5,624) | 63,143 (46,418) |
| 計 | 60,911 (46,984) | 7,466 (6,521) | 68,377 (53,505) |

(2) 実施状況（表中の（ ）書きは前年度の数值）

| 区分 | 計画回数(回) | 実施回数(回) | 差異(回) |
|-------|---------------|---------------|----------|
| 対面講習 | 70 (73) | 70 (70) | 0 (-3) |
| テレビ講習 | 1,792 (1,196) | 1,791 (1,236) | -1 (+40) |
| 計 | 1,862 (1,269) | 1,861 (1,306) | -1 (+37) |

| 区分 | 受講予定者(名) | 受講者(名) | 差異(名) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 対面講習 | 6,300 (7,960) | 4,519 (6,209) | -1,781 (-1,751) |
| テレビ講習 | 46,200 (33,040) | 53,033 (39,516) | +6,833 (+6,476) |
| 計 | 52,500 (41,000) | 57,552 (45,725) | +5,052 (+4,725) |

(3) その他

- ・年度当初の実施計画の52,500名に対して、57,552名の受講者を確保した。（5年前対比110.4%）
- ・本財団、会議室にて96回、2,747名の受講者を確保した。（前年対比+94回、+2,663名）

【今後の取り組み等】

■ 受講者データの分析

5年前地区別受講者データ等を分析し、効果的な講習会を実施する。

Ⅲ

施工技術等の向上

⑳ 建築施工管理能力の維持・向上支援
(建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用)

【担当部：試験研修本部】
(試験管理・講習部)

事業内容

・建築・設備施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD：Continuing Professional Development）制度の運用を通じ、建設技術者の技術力の維持・向上を図る。

【平成 30 年度事業報告】

1. 4月10日 建築・設備施工管理 CPD 制度として運用開始した。（電気工事施工管理技士及び管工事施工管理技士を対象資格として再スタート）
2. 新たに対象資格とした電気、空調、管工事関係の団体に対して普及促進活動を実施した。（活動を実施した都道府県：北海道・岩手・茨城・埼玉・千葉・長野・静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀・京都・兵庫・和歌山・山口・熊本）
3. 制度参加の周知用のパンフレットを作成し、47 都道府県の発注機関、関係団体及び普及活動の要望があった道府県の協会に配布した。
4. 建築施工管理プログラム開発に係る検討
大阪建設業協会が会員企業向けに実施している講習会事業を支援するとともに、CPD 認定プログラムのビデオを作成した。
【知っておきたい現場管理（杭工事編）：1.5 時間（2 単位）】
5. 問合せのあった企業に対し丁寧に説明を行うことで社内機能 ID 登録企業数の増加に努め、社内機能 ID 登録企業数を 357 社（平成 29 年度 190 社）とし、167 社増加を実現した。
6. 今年度の参加者数の目標としていた 6,000 人に対して、設備系の技術者の参加増大に努めた結果 6,366 名まで会員数を増加させた。

◇各年度の推移

| | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------------|-----|-----------|-----------|---------------------|
| 参加者数 | | 3,273 名 | 4,249 名 | 6,366 名 |
| 社内機能 ID 取得企業数 | | 142 社 | 190 社 | 357 社 |
| プロバイダー数 | | 64 機関 | 72 機関 | 114 機関 |
| 年度内プログラム審査数 | | 314 プログラム | 553 プログラム | 717 プログラム |
| 本制度導入建設業協会等 | | 岐阜・長崎・福岡 | 兵庫 | — |
| 本制度導入 関係協会等 | 電気 | | | 埼玉・長野・兵庫・和歌山・長崎 |
| | 管工事 | | | 北海道・千葉・新潟・石川・和歌山・長崎 |

【今後の取り組み等】

- 本年度より参加をした設備系の協会に対し丁寧なフォローアップを行い、令和元年度の会員増加を図る。併せて、設備系関係団体や設備系大手企業に対して積極的にニーズ調査や既存研修等の調査を実施し、設備系の CPD プログラムの増加を図る。
- 本制度が採用されていない発注者への普及活動及びニーズ調査を行い、採用実績の増加に努める。

IV 建設産業政策への協力

- ⑳ 地域建設業における多能工推進に係る課題解決に関する調査業務
(国土交通省受託事業)
- 【担当部：経営基盤整備支援センター】
(経営改善支援担当部)

事業内容

- ・多能工育成・働き方改革の委員会組成
- ・多能工化モデル事業（最大 300 万円経費支援）の実施
- ・多能工育成・働き方改革に係るアンケート調査、ヒアリング調査の実施
- ・多能工育成・働き方改革に係るハンドブック等の作成、配布
- ・多能工育成・働き方改革に係るセミナーの実施
- ・上記セミナーのウェブ配信

【平成 30 年度事業報告】

1. 国土交通省より多能工推進に係る業務委託を受け、以下の取組を行った。
2. 実施内容：以下のとおり。
 - (1) 委員会の開催
多能工に知見を持つ、有識者、業界団体等からなる委員会を組成し、全 3 回開催
(座長：芝浦工業大学教授 蟹澤宏剛氏、他委員 2 名、オブザーバー 3 名)
 - (2) 多能工化モデル事業の公募・選定等
多能工化モデル事業（最大 300 万円の経費支援）を公募し、9 団体を選定。さらに事業の進捗状況をヒアリングし、完了報告等の審査を実施
 - (3) アンケート調査の実施
 - ① 調査依頼団体（（一社）全国建設業協会、（一社）全国中小建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会等）の団体事務局を通じ依頼（有効回答数 1,895 件）
 - ② 委員会、アンケート調査から多能工等に秀でた事業者を抽出し、ヒアリングを実施
 - (4) 多能工推進セミナーハンドブックの作成・配布等
ヒアリング内容を「多能工推進セミナーハンドブック」として取り纏め、「多能工推進セミナー」に用いるほか、国土交通省（地方整備局）、都道府県、業界団体等に配布した。
 - (5) 多能工推進セミナーの開催
多能工推進セミナーを全国 9 箇所で開催（出席者 751 名／出席率 84.5%）
1 月 31 日東京、2 月 1 日札幌、2 月 4 日大阪、2 月 8 日高松、2 月 9 日広島、2 月 16 日新潟、
2 月 18 日福岡、2 月 25 日名古屋、3 月 4 日仙台
さらに同セミナーの講演内容をウェブで動画を配信

【今後の取り組み等】

- 令和元年度においては、国土交通省の委託事業（事業承継に係る相談事業）を受託すべく、申請する予定。

IV

建設産業政策への協力

⑫ 建設業における女性の入職・定着促進事業
(国土交通省受託事業)【担当部：経営基盤整備支援センター】
(人材育成支援担当部)

事業内容

- ・平成26年8月に国土交通大臣と建設業5団体との間で策定された「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」に基づき、5年以内に建設業で働く女性を倍増することを目指し、官民を挙げた取り組みを行っている。
- ・建設業における女性の働き方改革を通じてさらなる女性活躍を推進すべく、女性の入職・定着、育休後に復職しやすい職場環境への改善等に取り組む企業や団体に対する課題解決のための支援及び必要な情報提供等を実施する。

【平成30年度事業報告】

1. 専門工事業団体と連携した参加型研修（ワークショップ）の開催

女性の入職及び定着が見込める職種に焦点を絞り、当該職種の専門工事業団体と連携し、経営者等を対象とした参加型研修（ワークショップ）を全国各地において17回開催した。

(1) 造園工事業（（一社）日本造園建設業協会、（一社）日本造園組合連合会）

- ・札幌、高知、那覇、大阪

(2) 機械土工事業（（一社）日本機械土工協会）

- ・東京、仙台

(3) 電気工事業（全日本電気工事業工業組合連合会）

- ・熊本、高松、金沢、札幌、新潟、広島、千葉、静岡、さいたま

(4) 左官工事業（（一社）日本左官業組合連合会）

- ・東京（2回開催）

2. 経営者等を対象としたセミナーの開催

建設業で働く女性の入職や定着を促進するため、特に、地域の中小建設企業や専門工事企業の経営者及び管理者に対して有益な情報を提供することを目的に講習会を開催した。

(1) （一社）全国中小建設業協会

全国9箇所で開催（沖縄、山形、京都、福井、名古屋、静岡、仙台、盛岡、広島）。

(2) （一社）建設産業専門団体連合会

全国10箇所で開催（名古屋、大阪、高松、東京、沖縄、札幌、広島、仙台、新潟、福岡）。

3. 女性ネットワークのフォローアップ

地域や職種ごと等により組成される、建設業で働く女性グループが行う取り組み内容を網羅的に集約し、建設産業における女性活躍推進のネットワークを拡大・加速させ、更なる女性の入職・定着の促進を図るべく、「建設産業女性活躍推進ネットワーク」を構築した。

(1) 幹事会の開催（第1回：5月28日、第2回：9月21日）

(2) 建設産業女性活躍推進ネットワーク（全28団体が登録、HPにて公開）

(3) キックオフミーティング（12月18日）（参加者 約70名）

(4) 建設産業女性活躍推進セミナー全国大会（2月8日）（参加者 約200名）

4. 情報発信の強化

既存のコンテンツ（ホームページ：建設現場へGO!、建設産業で働く女性がカッコイイ!等）の拡充を行い、映像媒体を含めた情報発信の強化を行った。

【今後の取り組み等】

- 令和元年度は、「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定等業務」を国土交通省から受託。
平成 26 年 8 月に国土交通省と建設業 5 団体が共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の最終年度に当たることから、これまでの取組みを総括するとともに、さらに女性活躍の機運を高め、建設業界が自律的・継続的に女性活躍の取組ができるよう、新計画策定等の業務を行う。

4. 法人の状況に関する重要な事項

(1) 役員

平成30年6月29日開催の定時評議員会及び同日開催の第1回臨時理事会の決議をもって以下のとおり役員の交代が行われた。

退任

| | |
|-----|-------|
| 理事長 | 内田 俊一 |
| 理事 | 永井 仁一 |
| 監事 | 若原 正彦 |

新任

| | |
|-----|-------|
| 理事長 | 佐々木 基 |
| 理事 | 奥地 正敏 |
| 監事 | 原口 好二 |

なお、平成31年3月31日現在における役員は別添名簿のとおりである。

(2) 評議員

平成30年6月29日開催の定時評議員会の決議をもって以下のとおり評議員の交代が行われた。

退任

| | |
|-----|-------|
| 評議員 | 有賀 長郎 |
|-----|-------|

新任

| | |
|-----|-------|
| 評議員 | 山本 徳治 |
|-----|-------|

なお、平成31年3月31日現在における評議員は別添名簿のとおりである。

(3) 参与

平成30年度の参与の異動については、新任14名の委嘱がなされた。

なお、平成31年3月31日現在における参与は別添名簿のとおりである。

(4) 会議

① 理事会

平成30年度中に、次のとおり4回の理事会を開催した。

[第1回通常理事会] 平成30年6月11日開催

(決議事項) 平成29年度事業報告書及び財務諸表等
公益目的支出計画実施報告書
平成30年度定時評議員会の開催について
(報告事項) 平成29年度代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告
平成29年度資金運用報告
建設キャリアアップシステムの現況報告

[第1回臨時理事会] 平成30年6月29日開催

(決議事項) 理事長（代表理事）の選定について
専務理事（代表理事）の選定について

常勤理事（業務執行理事）の選定について
常勤理事（業務執行理事）の業務分担について
不測の事態における理事長の職務を代行する常勤理事（業務執行理事）の代行順位について
事務局長（重要な使用人）の選任について

[第2回臨時理事会] 平成30年12月12日開催

（決議事項）平成30年度収支予算の変更について
（報告事項）平成30年度上期資金運用実績報告
平成30年度上期代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告
建設キャリアアップシステムの運営状況について

[第2回通常理事会] 平成31年3月11日開催

（決議事項）平成30年度収支予算の変更について(平成31年3月変更)
平成31年度事業計画及び収支予算について
組織規程の改正について
債務保証規程の改正について
（報告事項）建設キャリアアップシステムの運営状況について

② 評議員会

[定時評議員会] 平成30年6月29日開催

（決議事項）平成29年度財務諸表等（案）
役員の選任
評議員の選任
（報告事項）平成29年度事業報告書について
平成29年度代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について
公益目的支出計画実施報告書について
平成29年度資金運用報告について
建設キャリアアップシステムの現況報告について

③ 参加会

[参加会] 平成31年3月19日開催

（報告）平成31年度事業計画及び収支予算について
建設キャリアアップシステムの運営状況

④ 役員評価委員会

[役員評価委員会] 平成30年5月30日開催

（議題）役員候補者の評価
代表理事及び業務執行理事の業務執行評価

（5）事務局職員数

平成31年3月31日現在の職員数は84名である。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事及び職員が法令等を遵守し、本財団に対する社会的信用を維持するため「コンプライアンス規程」を定め、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスの徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいる。さらに、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する内部通報の適正な処理の仕組みについて「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、通報者の保護、不正行為等の早期発見と是正、法令を遵守する公正な経営の強化を図っている。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務の執行に係る情報については、「文書管理規則」及びその他の規程、規則等の定めに従い、評議員会議事録、理事会議事録等の法定文書の他、稟議書等の重要な職務執行に係る文書(電磁的記録を含む。)を関係資料とともに、適切に保存し、理事及び監事による閲覧及び謄写が可能な状態にて管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織全体のリスク管理体制を構築し、その有効性・適切性を維持するために「リスクマネジメント基本規程」を定め、業務上のリスクを予見し、適切に評価し、その回避、軽減その他必要な措置を事前に講ずることで事故の未然防止に努めている。また、早急かつ組織をあげた対応を要する緊急事態が発生した場合には、「危機管理規則」に従い、理事長をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を敷き、本財団の損失の最小化を図ることとしている。なお、平成 30 年度においても、昨年度に引き続き、監事が各部門から組織運営及び事業実施に係るリスクについてヒアリングを実施し、改善すべき事項及びその対応策等の取りまとめを行った。
- ② 中小・中堅建設業者等への資金供給を円滑に推進するために本財団が行う債務保証事業に関し、「債務保証規程」及びその関連諸規則を定め、公正かつ円滑な業務運営を実施している。また、平素の渉外活動を通しリスクの把握に努めるとともに、事故発生の際は、規程等に従い、債権保全に努めている。
- ③ 「資金運用規程」を定め、保有資金の健全かつ効率的な運用に努めている。理事長は、上期及び通期の資金運用の経過及び結果を理事会に報告している。また、格付を取得していない金融商品については、理事会において運用対象を決定している。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 「理事会規程」を定め、理事会における意思決定を適法かつ円滑に進める体制を確保するとともに、「理事の職務権限規程」に従い、理事の責任の明確化と効率的な職務執行を図っている。平成 30 年度においては、通常理事会を 2 回、臨時理事会を 2 回開催した。
- ② 組織の意思決定を迅速・円滑に行うため、「業務執行理事会」を設置し、「業務執行理事会規程」に従い、経営全般に関する決定事項、職務執行等に関する重要事項について協議している。平成 30 年度においては、業務執行理事会を 11 回開催した。

(5) 監事への報告体制及びその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

下記の事項を中心に、理事会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議への監事の出席、理事及び職員からの監事への報告を通じ、監事への適切な報告体制を構築している。

- ① 事業の状況、業務及び財産の状況
- ② 内部統制システムの構築状況及び運用状況
- ③ 内部通報制度の運営状況
- ④ その他監事が求める事項

監事が監査を実施するに際し、監査法人と意見交換・情報交換を行い、また必要に応じて、専門家（弁護士、会計士等）から監査に関する助言を受ける等の機会を確保している。

また、監事が補助職員を置くことを求めた場合は、理事と協議の上、監事の職務を補助すべき職員を置くこととしている。当該補助職員の人事は、監事と理事との協議によって定め、監事より要請のある場合、補助職員は監事の指揮・監督のもと、専ら監事を補助する業務を行う。

なお、監事に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、不利益な取扱いを行わない。

(6) 監事の職務の執行について生ずる費用に関する事項

監事は、職務遂行のため必要な費用を請求することができ、本財団は当該請求に基づき支払う。

6. 附属明細書について

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため附属明細書は作成しない。

役員名簿

一般財団法人 建設業振興基金
平成31年3月31日現在

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|---------------------|-------|------------------------|
| 理事長 (常勤) (代表理事) | 佐々木 基 | 一般財団法人 建設業振興基金 |
| 専務理事 (常勤) (代表理事) | 伊澤 透 | 一般財団法人 建設業振興基金 |
| 理事 (常勤) (業務執行理事) | 西村 好文 | 一般財団法人 建設業振興基金 |
| 理事 (常勤) (業務執行理事) | 奥地 正敏 | 一般財団法人 建設業振興基金 |
| 理事 (非常勤) | 青柳 剛 | 全国建設業協同組合連合会 会長 |
| 理事 (非常勤) | 安藤 英義 | 専修大学大学院 教授 |
| 理事 (非常勤) | 岩田 正吾 | 一般社団法人 建設産業専門団体連合会 副会長 |
| 理事 (非常勤) | 谷内 隆司 | 北海道建設業信用保証株式会社 常務取締役 |
| 理事 (非常勤) | 本橋 健司 | 芝浦工業大学 名誉教授 |
| 理事 (非常勤) | 若山 勝行 | 一般社団法人 全国建設業協会 常務理事 |
| 監事 (常勤) | 武田 隆夫 | 一般財団法人 建設業振興基金 |
| 監事 (非常勤) | 原口 好二 | 西日本建設業保証株式会社 常務取締役 |

評 議 員 名 簿

一般財団法人 建設業振興基金
平成 31 年 3 月 31 日現在

| 氏 名 | 備 考 |
|---------|--------------------------|
| 大 森 文 彦 | 弁護士 大森法律事務所 東洋大学法学部教授 |
| 小 池 一 郎 | 西日本建設業保証株式会社 取締役社長 |
| 近 藤 晴 貞 | 一般社団法人 全国建設業協会 会長 |
| 才 賀 清二郎 | 一般社団法人 建設産業専門団体連合会 会長 |
| 錢 高 一 善 | 株式会社錢高組 取締役会長 |
| 豊 田 剛 | 一般社団法人 全国中小建設業協会 会長 |
| 三 澤 眞 | 東日本建設業保証株式会社 取締役社長 |
| 望 月 正 芳 | 公認会計士 税理士 |
| 山 本 徳 治 | 一般社団法人 日本建設業連合会 事務総長 |

参 与 名 簿

一般財団法人 建設業振興基金
平成 31 年 3 月 31 日現在

| 氏名 | 備 考 |
|---------|--------------------|
| 岩 田 圭 剛 | 一般社団法人北海道建設業協会 会長 |
| 鹿 内 雄 二 | 一般社団法人青森県建設業協会 会長 |
| 木 下 紘 | 一般社団法人岩手県建設業協会 会長 |
| 千 葉 嘉 春 | 一般社団法人宮城県建設業協会 会長 |
| 村 岡 淑 郎 | 一般社団法人秋田県建設業協会 会長 |
| 澁 谷 忠 昌 | 一般社団法人山形県建設業協会 会長 |
| 小 野 利 廣 | 一般社団法人福島県建設業協会 会長 |
| 石 津 健 光 | 一般社団法人茨城県建設業協会 会長 |
| 渡 邊 勇 雄 | 一般社団法人栃木県建設業協会 会長 |
| 青 柳 剛 | 一般社団法人群馬県建設業協会 会長 |
| 星 野 博 之 | 一般社団法人埼玉県建設業協会 会長 |
| 畔 蒜 毅 | 一般社団法人千葉県建設業協会 会長 |
| 飯 塚 恒 生 | 一般社団法人東京建設業協会 会長 |
| 小 俣 務 | 一般社団法人神奈川県建設業協会 会長 |
| 浅 野 正 一 | 一般社団法人山梨県建設業協会 会長 |
| 植 木 義 明 | 一般社団法人新潟県建設業協会 会長 |
| 木 下 修 | 一般社団法人長野県建設業協会 会長 |
| 佐 竹 武 | 一般社団法人岐阜県建設業協会 会長 |
| 石 井 源 一 | 一般社団法人静岡県建設業協会 会長 |
| 藤 本 和 久 | 一般社団法人愛知県建設業協会 会長 |
| 山 野 稔 | 一般社団法人三重県建設業協会 会長 |
| 竹 内 茂 | 一般社団法人富山県建設業協会 会長 |
| 吉 光 武 志 | 一般社団法人石川県建設業協会 会長 |

| | |
|-------|----------------------|
| 坂川進 | 一般社団法人福井県建設業協会 会長 |
| 桑原勝良 | 一般社団法人滋賀県建設業協会 会長 |
| 小崎学 | 一般社団法人京都府建設業協会 会長 |
| 奥村太加典 | 一般社団法人大阪建設業協会 会長 |
| 川嶋実 | 一般社団法人兵庫県建設業協会 会長 |
| 山上雄平 | 一般社団法人奈良県建設業協会 会長 |
| 中井賢次 | 一般社団法人和歌山県建設業協会 会長 |
| 山根敏樹 | 一般社団法人鳥取県建設業協会 会長 |
| 中筋豊通 | 一般社団法人島根県建設業協会 会長 |
| 荒木雷太 | 一般社団法人岡山県建設業協会 会長 |
| 檜山典英 | 一般社団法人広島県建設工業協会 会長 |
| 井森浩視 | 一般社団法人山口県建設業協会 会長 |
| 森田紘一 | 一般社団法人香川県建設業協会 会長 |
| 川原哲博 | 一般社団法人徳島県建設業協会 会長 |
| 中畑健右 | 一般社団法人愛媛県建設業協会 会長 |
| 吉村文次 | 一般社団法人高知県建設業協会 会長 |
| 松本優三 | 一般社団法人福岡県建設業協会 会長 |
| 松尾哲吾 | 一般社団法人佐賀県建設業協会 会長 |
| 谷村隆三 | 一般社団法人長崎県建設業協会 会長 |
| 土井建 | 一般社団法人熊本県建設業協会 会長 |
| 友岡孝幸 | 一般社団法人大分県建設業協会 会長 |
| 山崎司 | 一般社団法人宮崎県建設業協会 会長 |
| 藤田護 | 一般社団法人鹿児島県建設業協会 会長 |
| 下地米蔵 | 一般社団法人沖縄県建設業協会 会長 |
| 豊田剛 | 一般社団法人全国中小建設業協会 会長 |
| 河崎茂 | 一般社団法人全国中小建設業協会 常任理事 |